

平成 26 年 3 月 14 日

こども家庭部子育て支援課

練馬区子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域 設定案について

1 区域設定の必要性

現在策定中の区市町村子ども・子育て支援事業計画には、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

なお、区域ごとに教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期を定めるものと規定されている。

2 区域の設定の基本的な考え方

(1) 児童福祉サービスを含む多くの区の福祉サービスについては、総合福祉事務所の区域を単位として実施されており、福祉サービスの提供区域として認知度も高いことから、練馬区子ども・子育て支援事業計画で採用する区域については、4つの「総合福祉事務所管轄単位」を基本とする。

(2) 国の基本指針案において、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育提供区域を設定することができるという方針が示されたことを受け、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としつつも、それぞれの事業の実態に応じて、各事業に最も適した区域を採用する。

3 区域設定案

(1) 教育・保育給付関係

4つの総合福祉事務所管轄単位を教育・保育提供区域として設定する。

なお、1号認定（幼児期の教育のみ希望＝主に幼稚園に通園する児童）については、バスによる送迎を行っている施設も多く、利用者が広範囲に渡っていることから、区全域を区域とする。

(2) 地域子ども・子育て支援事業関係

事業の実態に応じて、下表のとおり区域を設定する。

区域設定案	事業名
総合福祉事務所管轄単位（4区域）	・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・ファミリー・サポート・センター事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ
区全体を区域とする（1区域）	・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・妊婦健診

なお、以下の事業については、今後事業内容を検討する中で、区域についても検討していく。

- ・利用者支援
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体に本制度に参入することを促進するための事業